

グリーンワーキンググループ（第1回） 議事概要

1. 日時：平成24年10月25日（木）15:00～16:19
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：
（委員）大室康一（委員長代理）、安念潤司（委員会構成員）、大上二三雄（委員会構成員）、伊東千秋、伊藤敏憲、金谷年展、松村敏弘
（内閣官房）国家戦略室 伊原企画調整官
（政務）藤本副大臣
（事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、中原参事官、小村参事官
4. 議題：
（開会）
 1. これまでの取組紹介
 2. 革新的エネルギー・環境戦略、グリーン政策大綱の紹介
 3. 今後の進め方について（閉会）
5. 議事概要：
○小村参事官 それでは「規制・制度改革委員会グリーンワーキンググループ」の第1回会合を開催いたします。皆様方には御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
本ワーキングの事務局を務めます参事官の小村でございます。よろしく願いいたします。
開会に当たりまして、冒頭、藤本副大臣から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。
○藤本副大臣 どうも皆さまこんにちは。10月1日の内閣改造に伴いまして、この度、内閣府副大臣に任命されました藤本でございます。
金融担当大臣になりましたが、今まで中塚前副大臣におかれても、この規制・制度改革には非常に積極的に取り組まれて来られましたので、それを引き継いで、私も頑張っってやっていきたいと思ひます。
そして、委員の皆様方には、御多忙のところ、このワーキンググループの委員をお引き受けいただきましたことについて、本当に感謝申し上げたいと思ひます。本年4月のエネルギー分野における規制・制度改革の取りまとめにおかれましても、皆様方にお力を尽くしていただいたことを本当に感謝申し上げたいと思ひます。

本ワーキンググループにおいては、既定事項の早期措置を促しつつ、固定価格買取制度の施行に伴って生じてまいります様々なニーズや要望といったものを踏まえて、再生可能エネルギー分野を中心にグリーン成長のための規制・制度改革を御議論いただきたいと思っております。

非常にタイトなスケジュールですが、ぜひ精力的にお取り組みいただければと思います。そして、皆様の豊富な知見をお借りして、改革を強力に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

規制あるいは制度というのは、時代が大きく変われば、当然その規制あるいは制度も改めて新しいものに置きかえていかなければならないということだろうと思っておりますし、実際に財政出動をしないでも大きな成果を生み出すという意味合いを持っていることだろうと思っております。

11月、12月と大変お忙しいときに、またいろいろ皆様のお力をいただくことになろうかと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○小村参事官 ありがとうございます。

そうしましたら、報道の皆様はここで御退室をお願いいたします。よろしく願いします。

(報道関係者退室)

○小村参事官 それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。

本会議におきましては、会議の主査は特に定めませんが、進行役を委員会構成員である安念委員をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小村参事官 ありがとうございます。

それでは、本日は初回でございますので、各委員の皆様から一言御挨拶をいただきたいと思っております。メンバー的には従来と同様の皆様に御就任いただいておりますが、初回でございますのでよろしく願いします。

また、本日は規制・制度改革委員会の大室委員長代理にも御出席いただいております。従来、委員会の委員はどなたでもワーキンググループについては御出席いただけるということとしておりまして、今回も同様とさせていただきたく思いますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

まず、安念委員に御挨拶をいただき、その後は、安念委員の進行で大室委員長代理、資料2の構成員名簿の順番で御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、安念委員、よろしく願いします。

○安念委員 ただいま司会を仰せつかりました安念と申します。

と申しましても、委員の先生方には同じ顔ぶれで集まっただきまして、本当に安心して、既に大船に乗った思いでおります。

それから、今日は御公務が大変繁多の中、藤本副大臣に御出席を賜りまして、本当にあ

りがとうございます。先ほどの御挨拶の中にも御指摘がありましたように、中塚前副大臣には、大変な指導力を発揮していただきまして、我々も前副大臣の御指導のもとで多少なりとも成果を上げることができたと思いますので、藤本副大臣にも引き続き御指導を賜りたいと存じます。

それから、大室委員長代理にも今日はお忙しい中を御出席いただきありがとうございます。タイトなスケジュールの中で、しかもエネルギーの政策というものは、どの政権だからどうというのではなくて、とにかく先をどう考えたらいいのか、誰にもいい知恵がないという時期でございまして、そう大風呂敷を広げた議論はできないだろうと思います。できるだけ地道に一つ一つ成果を勝ち取っていくという方向でやっていけたらと思っておりますので、先生方の御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、大室委員長代理からお願いいたします。

○大室委員長代理 御紹介いただきました大室でございます。

私が今日参加させていただきましてのは、もうひとつの「経済活性化ワーキンググループ」の司会をやるようにと仰せつかっておるわけですが、大変範囲が広く、新しく参加していただく委員の方も随分いらっしゃいます。今日、安念委員の司会の仕方をよく拝見して、参考にさせていただきたいと思ひまして、参加いたしました。

エネルギー分野は大変な 110 項目、さきの皆さまの御努力でおまとめいただきましたその努力に敬意を表するとともに、私の所管する経済活性化分野についてもいろいろな御意見をこういう場でも聞かせていただければ幸いです。ひとつ、どうぞよろしくお願いいたします。

○安念委員 ありがとうございます。

大上委員、お願いします。

○大上委員 委員会構成員の大上でございます。

第 1 クールから参加をいたしまして、この度今期の入り口まで来ることができました。こうなれば完走したいなど。なおかつ、幾ばくかの成果を達成して、完走したいという気持ちであります。

今、日本のエネルギー事情ということを考えたら、3兆円を年間プラス輸入しなければいけない。一方で、イランですね。この間、EU が制裁を強化しました。本当にどうなるかわからないような中東のシリアの問題もあります。そういう非常に不安定な状況の中で我々が脆弱な基盤の上に乗っているという現状において、エネルギーの分野における規制・制度の適正化ということは極めて重要な課題だと思っておりますので、最後のゴールまで行くという気持ちで頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○安念委員 ありがとうございます。

伊東千秋委員、お願いします。

○伊東委員 第 2 クールから参加させていただいて、今回が 3 回目でございます。

前回の規制改革の結果につきましては、産業界からも、このエネルギーのワーキンググ

ループは大変高い評価を得ていると思います。経団連などはエネルギー関連項目として13項目の要求を出したうちの10項目、約8割を取り上げていただいたということで、大変高い評価をしていると思います。特に政務の方々が最終段階の詰めで大変頑張っていたことが大きな要因だと思います。

産業界としては、やはりこのエネルギーに関しては、安定供給とコストという両面からの懸念を持っているわけですが、前回までに再生可能エネルギーの促進に向けて規制が大分緩和されて、安定供給という意味では、相当安心感が出てきたかと思います。コストに関しては、やはり大きな懸念があります。そういう意味で、もしコストに関わるような規制が論点にあった場合は、そこはかなり強力で押し進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

○安念委員 ありがとうございます。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 伊藤でございます。

第1クールから参加させていただいております。これで4クール目に入らせていただいております。

90年代からエネルギー関連の様々な政策の審議に加わらせていただいておりますが、今ほどこの分野が話題になり、注目を集めている時期はないということを実感いたしております。

第3クールまでに様々な取りまとめに参加させていただいたわけですが、それらの中には既に通ったはずのもので、まだ進行していないものも少なからずあるということもございまして、このクールの中でさらに深度化あるいはより深い達成を成し遂げることができればと思っております。この会は、やはり政務あるいは行政全ての皆様の協力なくして成り立たない分野でございますので、皆様と協力して、この難局を乗り切れるように私も努力させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○安念委員 ありがとうございます。

金谷委員、お願いします。

○金谷委員 第3クールから参加させていただいております。

前回もいろいろ省庁折衝とかに参加させていただきまして、確かに私も今年度から新たに少しいろいろな企業の50社ぐらいのコンソーシアムの中で本当に地方自治体とか事業に具体的に関わるプロジェクトが多くなってきて、いろいろな問題等々、今後もしっかりと規制・制度改革によりきちんと反映させていけるような立場でやっていきたいと思っております。

前回は、そういった意味では、確かに産業界の方等々にお伺いしたところ、非常に成果が上がってきたということもございまして。ただ一方で、今回の固定価格買取制度をどういうふうに来たかということ、メガソーラーにばかり偏ってきていると。もちろん、収益性

ということで投資する側がそういった方向に行くのは当然なのですが、一方で世界的にソーラーパネルのダンピング競争が激しくて、出しているところの大半が赤字になってしまうという一方の闇の部分も生み出しているながら、とはいえ、もっともっと本当はいろいろな地域で市民が参加する形でソーラーも増えていけばよかったです、どちらかというと、特にスピーディーで外資系ファンドを含めてお金を集めるのが早いところ、そういったところののりにちょっと偏っている面もあるなと思っています。

ですから、総じて再生可能エネルギー全般をどのように本当の意味で普及させていけるのかということをもう一度念頭に置いて、常に今期も参加していければと思ってごさいますし、今後例えば蓄電池もソーラーパネルと同じような構造になってしまう可能性もあるのかなと思って、そういう経済の面とダンピング競争、こちらは規制緩和だけなのか、もうちょっと安全性を含めた制度なのかという面もありまして、ですから、トータルな意味で本当の経済と環境とエネルギーセキュリティというのを満たすような答えを出していければと思っております。

以上でございます。

○安念委員 ありがとうございます。

松村委員、お願いします。

○松村委員 東京大学社会科学研究所の松村と申します。よろしくお願ひいたします。

先ほど、エネルギーの分野で知恵が尽きてきたという指摘もあったのですが、尽きてきたのは私たちの中での知恵であって、エネルギーの安定供給と低価格化に関しては、知恵はまだまだ幾らでも残っていると思います。

私たちの役割は、そのような知恵を考えることではなく、知恵を生かすことを妨げている障害をどうやって除いて、日本国中の知恵をどうやって集めるかということだと思ひます。まだまだハードルはあるでしょうし、知恵が生まれてくるたびに新たなハードルが現れるでしょうから、地道にハードルを取り除いていく恒常的な作業が必要だと思ひます。このクールでは、そこが主になってくると思ひます。その知恵を生かすための知恵を、微力ながらここで一生懸命尽くさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○安念委員 どうも皆さまありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

知恵を生かす知恵というのはいいですね。メタ知恵。メタレベルの知恵。ありがとうございました。

議事に入ります前に、1点確認をさせていただきます。

本ワーキンググループにおいては、いつものことですが、議事概要を公開することとなっておりますので、その旨、御了解をいただきたいと存じます。

まず、議題1の「これまでの取組紹介」なのですが、その前に10月4日の規制・制度改革委員会において取りまとめられました本ワーキンググループの設置に係る問題意識と検討課題について、事務局の小村参事官より御説明をいただきます。

○小村参事官 お手元の資料1でございますが、大分期間もたっておりますので、ここま

での経過を御説明したいと思います。

名前は「エネルギー」から「グリーン」という形が変わっておりますが、このワーキングとして最後に御参集いただきましたのは3月26日でございます。その際に報告書という形で閣議決定に至るべく報告内容を取りまとめいただきまして、それにつきまして、4月3日に政府内の所定の手続を経まして、閣議決定をさせていただいております。

103項目、先ほど大室委員長代理からございましたけれども、フォローアップの細目で行きますと110項目という項目で今日も御紹介をさせていただくこととなります。

その後、実はワーキングがエネルギー以外にももう一つございまして、それらの取組を6月29日に委員会としてまとめまして、同じくその分野における閣議決定等を7月10日に行っております。

それを経まして、今期といいますか、第3期を終えた後のこの期についての活動を「規制・制度改革委員会」として8月3日に再開をしております、9月3日、10月4日と3回の議事を経まして、このワーキングの設置に至っておるということでございます。

冒頭、安念委員からございましたように、10月4日の規制・制度改革委員会において、内容等につきまして審議をされておりますので、資料1に基づきまして、その内容について私から御紹介させていただきます。

お手元の「今期の規制・制度改革委員会の運営について」という資料でございます。

これは繰り返しになりますけれども、10月4日の規制・制度改革委員会で御議論いただいた際の資料でございます。

今期は2つ柱が立っております、第1ということで「基本的考え方」を置いておまして、第2ということで「検討課題」というつくりになってございます。

基本的な考え方といたしまして、要するに規制・制度に取り組んでいく際に、どういう哲学で臨むか、どういう価値を大事にしていくかというところを整理しましょうということでこれらを御議論いただきまして、1ページ目～2ページ目にかけて記載があります視点7までの7つの視点をお考えいただいております。

視点1として、消費者・ユーザーに対する多様な選択肢の確保。

視点2として、多様な選択肢を確保する公正な競争条件の整備。

視点3として、「事件」に対する過剰対応の見直し。

視点4として、より緩やかな規制への移行。

視点5として、国際的な整合性の確保。

視点6として、民間の活力による社会的課題の解決。

視点7として、多様な主体の参画によるセキュリティの確保。

それぞれ細々につきましては時間の関係から割愛申し上げますが、こういった視点に立ち返って規制・制度改革に臨んでいきたいということでスタートをしたということでございます。

続きまして、3ページ以降の第2の検討課題でございますけれども、この中で1～6ま

でのテーマを進めていってはどうかということで議論をしていただきまして、その方向でということとなっております。

1つ目は、規制の定期的横断的見直しのための推進体制。

2つ目は、経済活性化分野。

3つ目は、医療・介護分野。

4つ目は、農業分野。

5つ目は、エネルギー分野。

6つ目は、IT分野。

当ワーキングで所管いただきたいのは、7ページの5つ目でありますエネルギー分野ということになります。その中で問題意識として読ませていただきますと、再生可能エネルギーの重要性が一層高まっていることを踏まえ、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」を踏まえた立地規制、保安規制、系統連携等に係る既定事項の早期措置を促しつつ、本年7月の固定価格買取制度の施行に伴って生じる新たなニーズ等を踏まえた更なる措置を講じる。

また、エネルギーの安定供給と低価格化の両立を図るため、多様なエネルギー供給主体により適正な競争メカニズムが働く環境整備を進める。

このようなことで御審議をいただきまして、先ほど御紹介申し上げました6つの分野のうち、2番目の経済活性化分野と5番目のエネルギー分野につきましてワーキングを設置して御議論いただくということで今日に至っております。

7ページ目の「検討課題の候補例」というのは、その際の議論の中でおおむねのということで御議論いただいたわけですが、最終的には、本日の当ワーキングでの検討範囲ということで御議論をいただき、具体化していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○安念委員 どうもありがとうございました。

要するに、本ワーキングは何をしつつあるのかということの確認でございますが、何か御質問や御指摘をいただくことはございませんか。

では、後からでもまとめてでも結構でございますので、議題1の「これまで取組紹介」に移らせていただきます。

第3クールの第2ワーキングは「エネルギー」という名前でしたが、それにおける閣議決定事項につきまして、事務局の小村参事官より御説明をいただきます。

○小村参事官 お手元にA4横の資料3がございます。これにつきましては「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」ということで、先ほど申しました閣議決定の中身なのでございますけれども、それに関するフォローアップ調査の結果ということでございます。

フォローアップ時点が7月1日。ですから、先ほど申しましたように4月3日に閣議決定をしておりますので、第一四半期といいますか、当初の四半期の取り組みを7月1日時

点で各府省から回答いただいて、それについて点検をさせていただいたというものでございます。

1枚めくっていただきまして、記載の内容を御紹介申し上げます。

項目が具体的に書いてあります1ページ目ですけれども、「番号」「事項名」「規制・制度改革の内容」「実施時期」「所管省庁」までが閣議決定の内容そのものでございます。

「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の欄につきましては、当該フォローアップ調査で府省に書き込んでいただいたものになります。

「評価」「問題意識」「指摘事項」につきましては、事務局側で一旦整理をさせていただいて、先ほど言いました10月4日の規制・制度改革委員会の議事を経たものということとなっております。

1枚戻っていただいて、表題のところに全項目数の状況を記載しております。先ほどから言っておりますように、閣議決定は103項目でございますけれども、実施時期の相違等によりまして全体で110項目に整理し直させていただき、点検をさせていただいております。

全体で○になりましたものは、措置が終わって、最終的に求めるべく成果まで行っていますというものが26になります。

◇は、プロセス的には一定の検討をさせていただいたのですが、最終的には現時点において規制・制度改革委員会として求める方向とは違ったのですが、所定の作業等はさせていただいたというものでございます。具体的に、この段階におきましてこういう点をさらにやってほしいという状況等にありませんので、今期の取り組みとすれば、そこで一定の作業をさせていただいたということで、この◇のマークを付けているというものです。

△の83項目については、途上のものでございまして、なお経過的に見ていかなければいけないというものになります。

ただ、ここで御注意いただきたいのは、閣議決定というのはあくまでも言葉として例えば「検討を開始する」というもので、検討の開始だけをうたっているようなものも場合によってはあります。今回のエネルギー分野の閣議決定については、かなり実務まで詰めていただきましたし、成果内容の具体的な期日というのも心掛けていただきましたので、相応に言葉はしっかり入っているかと思えますけれども、それでもやはりそういったものもございまして、全体としてのフォローアップの取組姿勢というのは、閣議決定の内容いかにかわらず、今の時点で点検をさせていただいて、なお成果を高めるべき観点から当該分野においてやる必要があるというものでありまして△を付けるという整理で、やや厳しめに付けておるといった中身であることは御理解をいただきたいということです。

全体で26項目でございますけれども、3月末におまとめいただいた際に非常に意識していただいたのは、7月の固定価格買取制度の施行ということでございまして、その中で103項目のうち13案件につきましては、7月までの早期実施というのを多分に意識して、実施時期等を記載していただいたという内容のものでございます。これにつきましては13案件

ございますが、2項目については△のものがございます。これも例えば法案の成立を前提としたものであったり、実施時期が若干遅れていたりといったもので、基本的には各省において精力的にお取り組みをいただいていると思います。その13-2の11項目を含めまして、現時点で26案件が措置済みということになってございます。

具体的には、記載の○が付いているのを数えていただくと26項目ということなのですが、大きな分野で申し上げますと、再生可能エネルギーの立地に関するもの等の前半部分の40ぐらいまでの案件について早期措置していただいたものが多いと。これは当初、私どものワーキングで意識したスピード感かと思います。

中段から後段部分に参りまして、システム改革のものにつきましては、政府全体の電力システム改革の中で留意していただきたい点を当方として伝える趣旨のもとで記載しているものが多くございますけれども、これらについては一部仕上がったものもございますが、進行中のものもございますので、比較的多くのものが△という内容になってございます。

ちなみに、×は全く閣議決定にのっとりた行動が見られないものですが、そういったものは各省でございませぬので、これは各省で積極的に順調にお取り組みいただいているのかなと事務局として評価させていただいているということでございます。

内容については細々になりますので、今の概括的な説明に代えさせていただきますが、状況とすればそういう全体の状況でございます。

よろしくお願ひいたします。

○安念委員 何か御質問や御指摘はございませぬか。

○小村参事官 特に数例ということで申し上げてもよろしいですか。

○安念委員 どうぞ。

○小村参事官 まとめるときにもかなり御議論いただいた案件ですが、御紹介させていただきます。

1番目につきましては、工場立地法の規制緩和でございまして、屋根貸しなどの新しいビジネスモデルに対して、工場立地法上の売電用の太陽光発電施設を除く、あるいは環境施設に編入するという規制緩和でございまして、これはこの中でも最も早期に御対応いただいている部分かと思いますが、即座に御対応いただきまして、今もう既に完了ということになっています。

3番目につきましては国土交通省の建築関係でございまして、こういったものについても早期に御対応いただいております。

例えば6番目とか風力関係の手続関係とかにつきましては、環境影響評価そのものが10月から開始されるものでございまして、幾らか周りとの平仄もとりながら御検討いただいているということで、これらについては△になってございます。

あと、御紹介申し上げますとすれば、地熱の関連につきましては、ほぼ3月末に通達等が発出されてございまして、そういったものについての手続は終わっているというもの。

6ページの小水力についても、届出、登録制のお話、あるいは許可の簡素化のお話とい

うのが18番とか20番に掲げてございまして、これらについて鋭意御折衝いただいたものでございますけれども、これらについては多分に法改正等も絡むものでございますので、手続とすればきちんとやっただいているものと思っておりますが、まだ完了には至っていないというものでございます。

保安林関係ですけれども、9ページの29番、30番といった部分で、かなり細々の基準の中の例えば単に適地がないといったような証明の仕方非常に広範な地域についての点検とか確認をしなければいけないものについても運用指針を出していただきまして、適正に御対応いただいていますし、あと作業基準等の弾力的運用についても林野庁で鋭意御対応いただいて済みということになっております。

10ページの31番は国有林野の貸付に係る随意契約の部分ですが、これは最終的には2つの系統で随契を認める要件としてはどうかということで、前段の部分については、「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」という部分に絡めた設備認定等によるものでございますけれども、こちらのほうは国会の審議状況によりということで未了でございますが、もう一方のFIT法に基づく設備認定に基づいて行う分については完了しているということでございます。

これら再生可能エネルギーのところについては、予定どおり対応していただいて、進んでいるところは進んでいるということでございます。

若干でございますけれども、以上、具体的なものの御紹介でございます。

○安念委員 いかがですか。

委員の皆さまは同じ顔でやったのだから、この冬から春にかけて、結構一生懸命それなりにはやったなと思うのだけれども、どうですかね。7月1日というお尻が切れていて、閣議決定後わずか3カ月だったから、そうそう進捗するものではないというので、△のつく項目がある程度あるのも理由のあることと思うのです。特に、再生可能エネルギー関係は一応追い風に乗っているから、いつもよりはましだったのかなと思います。とはいえ、例えば先ほどの保安林については○が付いているのですが、全国津々浦々まで適地がないかどうかを探せというのは、初めから無理に決まっている、それをようやく「そうではありません」と言ったのが○という程度のことですからね。だから、△だから必ずしも悪いということではなく、○だから喜ばしいということでも全くなくて、やはり地道にやっていくしかなさそうですね。

何か御指摘いただくことはないですか。

それでは、次の議題2に行きましょうか。「革新的エネルギー・環境戦略、グリーン政策大綱の紹介」でございます。これは内閣官房国家戦略室の伊原企画調整官から御説明をお願いいたします。お忙しいところ、ありがとうございます。

○国家戦略室（伊原企画調整官） 国家戦略室の伊原でございます。

私のほうから「革新的エネルギー・環境戦略の進め方について」、特に「グリーン政策大綱」を策定するに当たりまして、規制・制度改革の課題も大きく関係してまいりますの

で、御説明させていただきたいと思います。

資料4「革新的エネルギー・環境戦略の進め方について」という資料がございます。

昨年、9月14日にエネルギー・環境会議で「革新的エネルギー・環境戦略」というものを決めまして、10月19日にもう一度エネルギー・環境会議を開きまして、今後の進め方をまとめたものを今日御説明させていただきたいと思います。

資料4の下の方にありますが、今後、「革新的エネルギー・環境戦略」の進め方の基本方針として、特に年末にかけて「エネルギー・環境戦略」の実施に直ちに着手しようと。

その上で、どの省が何をいつまでにどういう責任を持ってやるかということをはっきりさせるというのが19日の会議の趣旨でございました。特に期限を設けられているもの、実は「グリーン政策大綱」というのは年末までとなっております、その意味で、それらについては期限を目指して策定作業を進めるということがこの会議でも確認されました。

2ページ目でございます。

「革新的エネルギー・環境戦略」は、実は大きく分けて、ここに書いてあります左側の項目が戦略の中身になってございます。

1つが「原子力政策」。それも原子力政策と原子力委員会見直しと、大きく分けて2つになってございます。

「グリーン政策大綱」。これが再エネ、省エネの推進に関して決められていることでございます。

「電力システム改革戦略」。

「地球温暖化対策の計画」。

それらをレビューすることが基本的に書かれておりまして、それらについて、どの場でもどういう内容をやるかというのが右側にそれぞれ書いておりますが、特に今回関係ある「グリーン政策大綱」におきましては、エネルギー・環境会議においてグリーン成長実現に向けた取り組みの具体化というのが書かれております。

このポツにありますとおり、「技術開発・普及等の目標とそれを実現するための予算、規制・制度改革等」を「グリーン政策大綱」の中できちんと位置付けるようにと。

期限が年末を目途ということになってございます。

3ページ目に具体的な主体、進め方を書いております。

「グリーン政策大綱」においては、我々国家戦略室が関係省庁と協力しつつ、「日本再生戦略」で決められたグリーン成長戦略あるいはその検討を進めていたグリーン成長戦略パネルといったところに参加いただいた有識者の方の意見を踏まえて、グリーンエネルギー革命に向けた取組を取りまとめるということになっておりまして、年末までに出すものとしては、「グリーン政策大綱」そのものを今、出そうということになってございます。

4ページ、5ページは原子力の関係です。

6ページ目でございます。

エネルギー・環境会議はこの間の10月19日に開きまして、今後の進め方を確認したの

ですが、11月下旬、12月下旬それぞれ1回ずつ開きまして、11月下旬が本当に各府省しっかりやっているかという確認の場としてありまして、12月下旬に各省年末までに宿題になっているところを報告する。ですから、「グリーン政策大綱」については、12月下旬に大綱案を議論、決定することになってございます。

それに向けて、今、我々のほうでグリーン政策といっても非常に幅広いので、特に今、当面力を入れてやる分野というのを整理して、その分野を中心に政策の内容を詰めていくという作業を考えております。

先ほど言いましたように、その政策の大きな柱が、我々としては規制・制度改革が一つの大きな柱になるだろうと思います。予算も税も財投ももちろんあるのですが、それと並んで規制・制度改革についてもこれらの分野について集中的にやっていただきたいということを考えておりますので、是非こちらの方と協力して、年末のグリーン政策大綱の中にグリーンの世界で今後拡大していくための必要な政策の一つとして規制・制度改革を位置付けさせていただきたいと考えております。

以上です。

○安念委員 ありがとうございます。

今の点について、何か御質問や御指摘をいただくことはございませんか。

当ワーキングとしては、エネルギー・環境会議とは非常に近い関係にあって、特に「グリーン政策大綱」には多大の関心を抱いておりまして、両者の間の政策が矛盾してはいけないのはもとよりのこと、本来、エネルギー・環境はエネルギー・環境会議の所管だから、我々としてはできるだけ援護射撃というか、協力をさせていただきたいと思っているのですが、エネルギー・環境会議の仕事がえらくウィングが広がってしまって、非常に率直なことを申し上げると、「グリーン政策大綱」をつくるというのはものすごく大変な作業になると思います。具体的な作業はどういう実働部隊でやっていらっしゃるのですか。

○国家戦略室（伊原企画調整官） 実働部隊は国家戦略室で、今、人員を増強しました。メンバー的に言うと10人ぐらいにしてやろうと思っています。それでもまだ必ずしも十分かどうかという議論はあると思います。

ただ、先ほど言いましたように、規制・制度改革については、エネルギー・環境会議のこれまでの経緯で行きますと重点28項目を決めたりしてきていて、ここと連携しながらということだったのですが、今、考えていますのは、この「グリーン政策大綱」をまとめるに当たっては、こちらでの成果を基本的には「グリーン政策大綱」の規制・制度改革の項目としてそのまま使わせていただきたいと思います。そういう意味では、我々のチームの中で規制・制度改革の人は余り考えていなくて、こちらで。もちろん、密接に連携してやらせていただきたいと思います。

○安念委員 我々としてはコンテンツ提供の役割を担えばよろしいのかと。

○国家戦略室（伊原企画調整官） まさしくそのつもりです。

逆に言いますと、重複をしてもしょうがないなと思っていまして、そういう意味では、

だんだん項目も整理していただいていますし、ただ、「グリーン政策大綱」の重点分野にどう整理するかはまたあると思いますけれども、中身としてはこういう規制・制度改革をやっていくのだということは、こちらのほうで御議論いただければと思っています。

○安念委員 分かりました。

何か他に御意見や御質問はございませんか。

○大上委員 せっかくの機会なので、改めて伺いたいと思います。

一つは、「グリーン政策大綱」と「電力システム改革戦略」については年末を目途と書いていますが、「グリーン政策大綱」については可能な限り「までに」と思っていच्छるということなのだろうということが一つ確認。

もう一つは、「革新的エネルギー・環境戦略」と言われている中で、この「革新的」という部分の言葉に込めた意味は、今どこに求めていच्छるか、あるいは求めようとしているのかという点について確認をしたいです。

○国家戦略室（伊原企画調整官） まず、最初の御質問については「目途に」と書いていますが、これは年末までにという意識で我々としては「グリーン政策大綱」をまとめていきたいと思っております。

「電力システム改革戦略」との関係は、基本的には電力システム改革の部分は、制度はもちろんあるのですが、そこを「グリーン政策大綱」で中に踏み込んで結論を出すというよりは、ここは経済産業省での検討に委ねざるを得ないと基本的には考えています。ただ、もちろんグリーンを進める上でこういう制度環境が必要だという議論は出るかもしれませんが、具体的な制度改正の内容について、「グリーン政策大綱」の中で決めていくということは基本的にはないものと考えております。

また「革新的」に込めた意味なのですが、ちょっと抽象的になってしまうかもしれませんが、もともとエネルギー・環境会議自身が昨年震災を受けて、エネルギー政策をゼロから見直そうということで立ち上がったということで、従来とは一種の断絶というか、従来をゼロから見直すという意味で付けられているもの。これが具体的にというのは、この1年ぐらいの経緯の中では、国民的議論の中でも出ていましたが、基本的には「原発からグリーンへ」という大きな流れがその象徴にはなると思っておりますが、具体的にどの項目かというよりは、基本的な考え方としてエネルギー計画をゼロから、政策をゼロから見直し、その結果、一つの方向性としては原発からグリーンへということは共有の認識になっていると考えております。

○大上委員 分かりました。

○安念委員 何かございませんか。

それでは、議題3に参りましょう。「今後の進め方について」です。

本ワーキングで扱うエネルギー関連の規制・制度範囲について、小村参事官から御説明をいただきます。

○小村参事官 お手元の資料5「エネルギー関連の規制・制度範囲（イメージ）」という

資料を御覧ください。これはまさしく懐かしい資料かと思えますけれども、第3クールの際にも、冒頭にこの紙でどういうところに力点を置いていくかという御議論をしていただいた紙であります。

第1領域～第7領域に事務局側で雑駁に区分をさせていただいて、分野を形づくらせていただいております。

第1領域は、電気事業者改革ということで、そもそも我が国の電気事業をどうするかとか、原子力に係る政策とか改革をどうしていくかという部分でありまして、この辺については幾らか、もはや最初から申しますと、私どもとすれば政策事項なので、射程としては少し遠いところにあるのかなという分野かと思えます。

第2、第3領域につきましては、取引のルールとかシステムの部分でございまして、上の電力システム改革等とかなりラップしてくる部分かと思っております。

第2領域が事業者と事業者の中でのそれぞれの課題、問題点となるもの。

第3領域につきましては、事業者と消費者の関連をつなぐものということで区分をさせていただいております。

上の第1～3領域については、今、国家戦略会議あるいはエネルギー・環境会議から御説明もございましたけれども、そういった中の分野とも連携いたしますし、そもそも電力全体のつくり込みという意味で大きな改革を経済産業省でされておられますので、総合資源エネルギー調査会電力システム改革専門委員会といったところとも重なってくる分野かと思っております。

第4領域、第5領域につきましては、第4領域は再生可能エネルギーということで、電気を中心にイメージして書いております。設置の規制あるいは立地の規制というもの。環境アセス、系統連系のようなものです。

第5領域は分野で分けておりますので、電気以外のエネルギーということで、熱あるいはガス、バイオガスといったものについて、第4分野、第5分野になります。

第6領域は、技術基準・保安規定ということで、電気／ダム主任技術者などとともに、それらが比較的強い分野でありますリチウムイオンとか、こういった危険物の類いですね。あと、水素・電気自動車等々のこういった分野をイメージしておるということでございます。

第7領域につきましては、環境・CO2対策ということで、これも従来からお取り組みいただいている部分でございすけれども、3Rの部分、地球温暖化対策の部分です。

これら7つの領域をこの後、御議論いただければと思っております。

事務局といたしましては、先般の第3クールにつきましては、第4領域を中心に第5あるいは第6というところが割と比較的厚く御対応いただいたのかと思っております、ただ、冒頭の整理にありましたように、第2領域～第7領域それぞれの問題意識に合わせて御議論いただき、おまとめいただいた結果としてそういう形になったのかということでございます。

この後のスケジュールにもかなりこちらで用意しました素案とも正直絡んでくる部分でございませけれども、事務局としては、今期、再生可能エネルギーの部分で4月3日の閣議決定で一段進んではおりますが、やはり最終的にこの成果といいますか、結果が出るまでにはもう一段、もう二段という規制・制度改革要望もございませ。これは府省にも4月3日で一旦、ほとんどあの時点に出ているものをかなりの部分取り組んでいただいた上で、この短期間で再度ということになりますけれども、やはり細かな部分でどうしても次にこうしていただかないとなかなか最後結果まで出ないという御要望も一部事業者から夏に承っていることございませるので、第4、第5領域を中心に、幾らか細々の規制・制度改革項目になるものもあります、やらせていただいて、その上でその外側の領域についても可能な限りということではいかかという雑駁な感覚でございませけれども、思っております。

御議論いただければと思います。よろしくお願ひします。

○安念委員 いかかでございますか。

この度、我々が今クールで取り組むべき領域のイメージにすぎませから、頭の整理をしているだけなので、別にここに限定されなければいけないとか、ここをやってはいけないということは全く無いのですけれども、第1～第3ぐらいまでは、ある意味で政治的な意思がないととても決められないという領域です。他の領域だってみんなそうなのではございませ。

我々が特にグリーンとの関係で弾込めができるのは、やはり第4と第5で、それとの関連で第6や第7にもどっちみち踏み込んでいかなければいけないですが、第4、第5領域あたりを中心にやっていくという腹積もりでどうかということではございませ。何かこの点について御意見はございませか。

先ほど金谷委員がおっしゃっていた蓄電池の話というのは、値崩れしているという話ではございませ。リチウムイオン電池の話ではございませ。あれはだつてすごく高いので有名だつてはございませ。

○金谷委員 それはいいことではございませけれども、逆にこれは規制緩和一辺倒だけではなくて、安全基準みたいなところをしっかりとやっていくことも必要かと。

○安念委員 別に我々は緩和だけをやらなければいけないわけではなくて、規制・制度改革だからね。

○金谷委員 特にパネルと違って、リチウムイオン電池は結構危険なものではございませ。その辺はどういうふう安全とかというところでやっていくのかということもあるとは思ひます。

○安念委員 分かりました。ありがとうございます。

他に何か御指摘をいただくことはございませか。

大上委員、どうぞ。

○大上委員 これでは例えば既存の発電所のリプレースだとか、火力発電所の新規に係る環

環境アセスメントの話というのは、この分類でいくと第7、第4のどちらになりますか。

○小村参事官 前回は第4領域の派生形のような形で議論をさせていただいたのかと思っ
ていまして、ここは確かに再生可能エネルギーということではあるのですが、当面
のエネルギー需給に対応して、どういった形で様々なエネルギーを組み合わせるのかと
いう広い観点から環境アセスについても考えていただくということでもよろしいのではない
かという気がしております。

特に従来からの懸案のテーマでもございますので、引き続きの部分については、特にど
の分野を明示するかというのは、第4か第7かというところも確かにございますが、引き
続いて広めに取り組んでいきたいということでもいたのかと思います。

○大上委員 やはり個人的には石炭火力発電所をもっと推進していくことが可能な規制・
制度になっていくべきではないかと思っております、そういう意味では、そういうテー
マについて重点的に取り組んではいかかかと考えております。

○安念委員 いかがでしょうかね。

環境アセスは、私の記憶としても結構しつこくやってきたつもりですので、特にこれか
ら石炭も含めて、出力の大きいもの、小さいもの、様々な火力発電が出るはずですので、
それと環境アセスの関係は議論しておかなければいけないことではないのでしょうか。い
かがでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 環境アセスは、私が最初から最も強く主張していたところでもございまして、
ようやくここに来て前向きな回答が出始めてきているということです。前回、中塚前副大
臣と経済産業省と環境省に同行させていただいたのですが、経済産業省は満額に近い回答
を出して、それをそのまま環境省に突き付けたら、「努力します」という前向きな答えが
返ってきた。ここで突き崩さないと、多分もう崩せないだろうというぐらいの追い風のも
と対応していただいているところですから、これは1項目として切り出してもいいぐらい
のお話ではないかと思っております。これは対象領域がとても広いので、徹底的に議論してもい
い内容ではないかと存じています。

単純に言って、リプレースはリプレースすれば確実に環境性能は上がるわけです。環境
負荷は重くならないわけですから、こういったものについては、簡素化できるはずなので
す。新設する場合は事情が別だと思っておりますけれども、これも切り分けて、もう一段踏み込
めるようにできるのではないかと思います。

○安念委員 大上委員、どうぞ。

○大上委員 そういう意味で、今回この分野の進め方について一つ提案があります。

前回のクールで大室委員の第1ワーキンググループで医療機器の規制・制度改革の議論
をしたときに、関係当局、事業者、有識者という人たちが一堂に集まって議論をすると。
あれは非常に効果的だったと思うのです。同様のことが航空機の安全規制の緩和を検討し
た際にも、事業者も含め議論するということが非常に効率がよかったと思っておりますので、今

回、場合によっては環境省と経済産業省、事業者、関係するステークホルダー、例えば自治体、そういうところの方をある程度絞って集めて、議論をする。そういう形で論点を全体で共有して、それに対して解決策を考えていく。そういう手法を試みてはいかがかとかねがね考えていたわけですが、それについてはいかが思われますか。

○安念委員 事務局、どうぞ。

○小村参事官 これは参考まででございますけれども、報道等でも御承知のことかと思いますが、8月24日に細野前環境大臣のほうから環境アセスメントについての短縮に取り組んでいくという御発言がございまして、今現在、環境省と経済産業省が中心となりまして、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議」というものを設けていただいて、省での具体的な取り組みについて御検討を開始していただいているという状況でございます。

幾らか当委員会としての考え方をどう伝えていくかというのもあるのですが、一方では、府省独自の取り組みということで、大臣イニシアティブをもとに、相応な期間短縮の御発言もありましたので、その上で進めておるといってございまして、若干この動きも見ながら、どういう形でやっていくかというのを考えていきたいと思っております。

○安念委員 松村委員、どうぞ。

○松村委員 今、御指摘のとおり、こういう動きがあるということを見た上で問題があるのだったら大きく取り上げる意味はあると思っております。一方これは今、大きく動いているところだと思っておりますので、まず環境省、経済産業省の対応を見るのも一つの選択肢だと思っております。

先ほどのリプレースだったら環境は必ずよくなるから迅速にという指摘に関してです。これに関しては、私は少なくとも問題になる前からそのような問題意識があり、環境省、自治体もそのようにやっていたと認識しております。

例えば電力会社がLNG火力発電所をリプレースするときの環境アセスとガス会社がほぼ同じようなところに新設するときの環境アセスでは、明らかに前者のほうが早く対応した。それは古いものが新しくなるのだから、負荷が増えないという理屈だったわけです。ただ、アセスがなかった訳ではなく、工事をするときには運搬の問題がある等のことはあるので、当然アセスは要るのですが、実際リプレースは優遇されていました。私はこの発想が根本的に問題だと思っています。

例えば既に発電所を持っている事業者が発電所をたたんで、別の事業者が同じようなところで新たに発電所を作っても、環境の負荷が改善するという点は同じ事業者によるリプレースと同じわけです。したがって、リプレースだったら環境負荷は下がるはずだというのが、むしろ既得権益、既に古いものを持っている人の権益を保護するような形で使われたら、全く目も当てられないこととなります。伊藤委員が言われたのは、既に発電所を持っている事業者自身が行うリプレースを環境アセスの面で優遇するという、既得権益を保護しようという姑息な提案ではなく、全体効率性をにらんでのことであると理解していま

す。例えば既存事業者が自社で独善的に行うリプレースのことではなく、入札とのセットでの優遇と理解しています。

石炭でも同じような運用がされているはずですが、新設がほとんど不可能だったのにも関わらず、既にある発電所のリプレースは認められたという事例があるはずですが、私たちが言っていかなければいけないのは、そういうピースミールでは一見よく見えるが筋の悪い提案を安易に採用するのではなく、本当に全体としていいのかという視点からちゃんと精査していくことのほうがはるかに重要だと思います。

以上です。

○安念委員 ありがとうございます。

視点は様々でしょうけれども、どういうスタンスで臨むかはともかく、つまり我々が答申の中に長々書き込むかどうかは別問題ですが、やはりアセスの問題は避けて通れない。

ただ、その際、今まで御発言のあったことも重要なのですが、もう一つ重要なことは、我々は一応国の機関だから、国の役所にはこうやってねとかいろいろ言えるのですけれども、アセスは何たって自治体が燃えるではないですか。それで国のところを緩めるというか、合理化しても、自治体に我々が物申すということがなかなか直接には言いにくいのですが、それはどうしたらいいですかね。大上委員がおっしゃるように、ステークホルダーとしての自治体の人にも来てもらって、何か割に大規模な討論をするとかということによって議論を喚起していくということなのですかね。アセスの世界は、国と自治体の両方を見ないと余り意味ないでしょう。どんなものですかね。

○大上委員 一つだけ。

私の課題意識をもう少し伝えさせていただきたいと思うのですが、もちろん連絡会議ということで検討されていることは当然承知をしているわけですが、それぞれ両方でやると、必ず両者の取り巻きというか、審議会というものがあって、その意見が反映され、持ち返って、また次回検討と。ですから、同じような議論をしたものが必ずそれぞれの立場からある方向に引きずられて、またそれを調整するという形で、だんだん本質から離れていって、代議員がどれだけ取った、取られたといったような事項の解決になってしまうということが、これまでも一般的に言えば、規制・制度改革の中で多くあったのではないかと思います。

今、安念委員がおっしゃられたことは、まさに今度は地方自治体のレベルでも起こっておりまして、これがまた県のアセスですね。県の審議会の中というのは、必ずそのような構造があって、国のレベルでも両方でそれぞれの立場があり、今度は自治体のレベルに行ってもそれぞれの立場がある。これは極めて重層的にこの問題というのは入り組んでおりまして、それで結局アセスに5年、6年かかる。あるいはそもそも取りかかることができないという状況があるのではないかと思います。

一方で、先ほど革新的という言葉に込められたのが原発からグリーンへという中で行けば、過渡期における大量な電源、安価に供給するということをどう考えるかといったとき

に、やはり火力発電所の新增設という問題は避けて通れない。しかも、その期間を短縮するという事は極めて重要なイシューだと思うのです。

そういった意味で、もちろんうまくいっていることによけいな水を差すということは、我々は決してやるべきではないと思うのですが、この問題を本質的に解決していくためには、そのような横、縦の関係を一度具体的事例でもテーブルに乗せて議論をするということをやってみるといのは意味があるのではないかと、課題意識として私はそう思います。たまたま幾つかそういった議論を地方のレベルでする機会がありましたので、そういった意識を持っているということでございます。

○安念委員 確かに一つの知恵でしょうね。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 新しいテーマも出てくるかもしれませんが、先ほど小村参事官が説明された前回のクールまでにまとめ上げた資料を仕上げるだけでも相当高い価値があると思うのです。

○安念委員 ○とか△が多いですね。

○伊藤委員 △が多いのです。あるいは○でも、安念委員がおっしゃられたように、これは○なのかなというものもありますから、この中の幾つか、とても重要性が高いと思われるものについては、現時点で取り組みの御説明をいただいて、その内容についての検討をするということも重要ではないかと思えます。

この中ですと、例えば再生可能エネルギー絡みの設置規制とか系統連系は、幾つか対策をとっていただいているのですが、具体策はこれから出てくるのです。現在、一斉にその申請を出しているわけですから、これから年末にかけて問題があるなら、問題事例がどんどん出てくるはずなのです。これをテーブルに乗せていって、より実効性のある改革に仕上げていくということを先行してやってもよろしいのではないかと思えます。

○安念委員 それは出てくるのではないですか。

系統連系の話は、全体9電力間でどうというシステムの話ではなくて、もっと細かい話で、要するに連系線の中に余った電気を流したいという話ですね。これは我々のワーキングで扱うのに誠にふさわしいというか、細かいからふさわしいと言っているわけではないのですが、神は細部に宿るわけだから、そこを扱うのは我々としては得意技としてやらなければいけないのではないですかね。

○伊藤委員 前回までは、実例がある意味で乏しかったのですが、これから一気に実例が出てきますから、その実例をたたき台にして、実行性のある改革にするというのが重要ではないかと思えます。

○安念委員 確かにそうですね。ありがとうございます。

今後の進め方について、他にいかがでしょうか。

金谷委員、どうぞ。

○金谷委員 ほぼ同じことなのですけれども、やはりいろいろ進んできているものの中で

次に出てくるものというのは結構あると思うのです。特定供給で50%以下の新しいルールでやっていくもの。ああいうものも、それをやり出したときに次のステップで必要になってくることだと思います。幾つか進んできているもので、逆に課題がもうちょっと浮彫になってくるものというのもあると思いますので、そんなところをうまくフォローしていくというのと同じような意見でございます。

○安念委員 おっしゃるとおりです。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 またアセスのほうで蒸し返してしまって申し訳ないのですが、私たちはこの省庁横断的な委員会の1つの役割として、先ほど御指摘になったように、それぞれ協議会は設けているのだけれども、それぞれの主張を足して2で割るような形での一貫性のない場当たりの対応が出てくることを防がなければいけない。だからここで主導的にやるのも一つの考え方ですが、もう一つの選択肢は各省庁がやっていることをちゃんと見ていて、省庁間の手打ちだったら、それでも通用するかもしれないけれども、出てきたものが全体として相当おかしいものになったらちゃんと指摘して、そのときには主導的に見直しを要求しますよ、というやり方もあると思います。この委員会がアンカーの役割を担い、そういう従来型の解決策で規制改革が漂流するのを防ぐのも1つの役割だと思うのです。

環境省、経済産業省から出てきたものを見て、やはりそうなってしまったというときにようやく手をつけるというのでは遅過ぎるという問題意識だとは思いますが、環境省は今までにないほど力を入れてやりますと言っているわけですから、私たちはちゃんと見ていますよという意思表示をした上で、まず環境省、経済産業省の整理を待つのも一つのやり方かと思います。

もう一つ、第3領域のところ、ここは経済産業省の議論に任せるという分類だったと思うのですが、スマートメータとスマートコミュニティに関してもいろいろな要望が出てきたら、とりあえず丁寧に挙げていただけないでしょうか。例えばスマートメータだと、計量法に関する苦情が出たとすると、経済産業省はちゃんと動いてくれるかどうかちょっと心配です。見守るのではなくて、ちゃんと行っていかなければいけないこともきっと出てくると思いますから、仮に先ほどの重点でないところで要望が出てきたら、こういう要望があったと教えてください。

それから、基本的に議事は何らかの形で公開ということだとすると、先ほど金谷委員の発言はものすごく気になっているのです。リチウムイオンに関して輸入品がどんどん入ってきて、安いものが出てきて、価格差が出てきて、だからここは規制緩和だけではなくて強化ということもあり得ると発言がありました。この発言がそのまま外に出るのはまずい。それではまるで国産品を保護するために、輸入品をシャットアウトするために規制強化することを考えているように見えてしまうわけです。

そうではなくて、おっしゃったことは、あくまでこれだけの出力が出ると言っているのに、実際にすぐ出力が出なくなるのでは困る。これが問題なのは国産品だって、海外品だ

って、当然全部同じです。安全に関しても、すぐに発火するような蓄電池は困るということだけで詰めるべきです。私たちは海外の規制と比べて、日本の規制がむしろ異常に厳し過ぎるではないか。何で海外は大丈夫なのに、日本はこんなに厳しいのだということを散々リチウムイオン電池で言ってきたわけですから、やはりそこはコンシステントに正しい規制を考えるべきです。金谷委員のご発言の真意は、必要な規制は必要という当然のことを指摘しただけで、やれ輸入品が流入している等の発言は、本筋とは関係ない発言だったと理解しています。もちろんそういう意図で発言されたと思いますが、確認のために補足的な発言をさせていただきました。

○安念委員 金谷委員に国内品保護の意図は全くないと明言していただいて。

○金谷委員 そう言ったつもりだったのですけれども、基本的には安全性の議論という中で、基本的に何で安いものが出てきているかという、基本的には部品の細かいところまで中国産で出てきているというところが一番大きいのが、今そういう事例がたまたまあるのですが、それは中国産と国産を比較したものではないということで、そこは海外の規制に合わせて緩和していくという大きな流れと同時に、もしかしたら安全性の面とか耐久性の面とかでしっかりとユーザーが評価できるような指標というのは、国産や輸入とかに限らず見ていくという視点は重要なのかと思っております。

○安念委員 ありがとうございます。

他に特段御意見がなければ、この領域の問題は今までも手がけてきたことでもあるから、おのずから第4、第5領域が中心になるだろうけれども、当然のことながら、特に近くの領域、第3とか第6、第7あたりには議論の進行の過程で、どっちみち染み出していくことということになると思いますので、いろいろ御苦勞をおかけすることになると思います。

伊藤委員御指摘のように、△をフォローするのは当たり前の話であって、それを我々がやらなかったら任務怠慢の極みです。だから、これはほかに何もしなくたって、少なくとも△や◇はやらなければいけない。

それから、アセスですが、これを我々が注視するという基本姿勢は当然だと思います。ただ、その注視の仕方が、言わばビッグブラザーとしてきちんと監視するという関与の仕方か、それとももっと主体的に議論を深めていってこちらのほうから発信していくというやり方か、これもやはり今後の進行次第だと思うのです。彼らがというか、経済産業省と環境省が結構まじめにやっているなら、よきに計らえというのものもあるだろうし、どうも手を抜いているのではないかというのであれば、こちらのほうが乗り込んでいかなければいけないだろうし、これはこれで臨機応変にやっていかなければならないだろうと思いますね。

環境はもちろん大切。エネルギーも大切。どうやって両立するかという知恵を出さなければいけないときなのだから、とにかく彼らが一番情報量もあるし、経験もあるのだから、それをとにかく注意深く見守るということは最低限しなければならないことだと思います。

アセスについては、地方自治体をどういうふうに巻き込んでいくかというのは考えなければいけないですね。

あと、言うまでもないが、国産品保護はしないというのは当たり前の話で、これは明確この上なし。

他に何か進め方の点で御意見ございませんか。

では、スケジュールについて御説明をください。

○小村参事官 スケジュールですけれども、お手元の横紙の資料6「グリーン WG スケジュール（案）」を御覧いただければと思います。

先ほど国家戦略室からも御説明があって、グリーン政策大綱が年末にということがあります。そこの連携を幾らか取る中で、政府全体としての施策としての動きに合わせて進めてまいりたいという思いがありますので、非常に短期間で恐縮なのですが、中身的に言いますと、12月の中でほぼほぼ骨格を固めていきたいという思いです。

もう既にスケジュールの部分に実日が入ってございますが、先般も日程調整等をさせていただきまして、もし突発的な事態があれば、また再調整ということもあるかもわかりませんが、4回目まで日を入れさせていただいています。

今日は第1回ということでございますけれども、今、第3クールでもいろいろ御協力いただきました事業者、関係者の方に、10月下旬で一定の規制・制度改革要望を出していただきたいをお願いをさせていただいています。それがまとめ次第、第2回目、第3回目という時間を使いまして、ここで事業者の要望といいますか、議論をさらに進めていく中の御要望を議論していただきたいと思っています。

今日のお話もありましたので、当初、時間がかなり限られていますので、事務局から基本は御説明させていただくやり方しかないかと思っているのですが、比較的今の日程調整の中では多くの事業者の方も一緒に御参画いただけることもありそうですので、場合によっては中身次第で事業者の方に直接御説明いただくか、あるいはざっと私のほうから説明をさせていただきますが、討議の中で入っていただくとか、そこは今日の皆様方の御意見を踏まえて工夫をしてみたいと思います。

先般の流れでいきますと、第4回というのが当ワーキングとしての規制・制度改革項目として、今後府省にお願いしていく項目の取りまとめをするという日になります。ここで御確認をいただきまして、ここから先、折衝ということで省会議等々で手続。間に幾らか中の点検ということで、皆様方にも状況とこの後の整理ということで、各省折衝と書いてある期間の中で数回場を持たせていただくこともあろうかと思っておりますので、そういった予定でお願いしたいと思います。

12月中におよそ中身のほうを何とか詰めまして、1月に入りまして、委員会への報告、行政刷新会議への報告、閣議決定ということで、今、流れのほうは置いてございますが、状況に応じて若干前倒しさせていただいたり、時期的に余裕が出たりということは、前クールのとおりでございますので、また適宜状況が変わりましたら、その都度スケジュール

についても御修正して、御連絡申し上げることにさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

○安念委員 ありがとうございます。

当ワーキングはずっと関係事業者から直接的にヒアリングに御出席いただくというやり方をとっておりました。これは時間との相談だからどうにもしようがないが、日本経済団体連合会からのまとまったものは、こういう言い方をしたら何だけれども、年中行事としても既にいただいておりますが、ガス業界、新電力の業界、再エネ業界、ほかの業界だってちっとも構わないのですが、それぞれ思いのたけがおありであるなら、できるだけ時間をとって何うのが筋ではなかろうかという気がするのです。これは時間との相談だから何とも言えませんが、できるなら実施するというところでよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○安念委員 まあ、できるならやりましょう。

スケジュール感でございますが、何か御意見、御質問、御指摘いただくことはございませんか。

それでは、委員提案シートですね。これは毎回あるのですね。

○小村参事官 これは形式の話でございますので、前回同様のシートを付けさせていただきます。

この後、先ほどのスケジュールにありますとおり、10月31日、11月8日、そして取りまとめて整理をする日として11月19日ということで予定しておりますので、基本11月8日あたりまでにお出しいただきたいと思います。

事務局としてもいただきましたものをファクトの部分だとか、整理しなければいけないことがもしありましたら、お手伝いさせていただいてと思っておりますので、早め早めでお出しただければ非常に幸いです。よろしくをお願いします。

○安念委員 よろしく願いいたします。

では、全体を通じて何か御発言をいただくことはございませんか。

それでは、最後に大室委員長代理からお言葉を賜りましょう。

○大室委員長代理 安念委員のテキパキしたすばらしい司会ぶりを聞かせていただきました。

このグリーンの問題、特にエネルギーの問題は、緊急性を抱えているわけですから、そういう意味での短期集中型の議論というのが大変必要なのだろうと思います。限られたスケジュールのため、委員の皆さまには大変御苦勞をかけると思うのですが、ぜひ前向きに取り組んでいただければ、日本の新しいエネルギー政策の基幹にもなると思います。私も、可能な限り出席し、一緒に考えていきたいと思っております。

今日は本当にありがとうございました。

○安念委員 どうもありがとうございます。

それでは、今日はこんなところでよろしいですか。

では、2カ月、結構ハードになるだろうと思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。今日はどうもお忙しいところありがとうございました。